

保険証の使用について

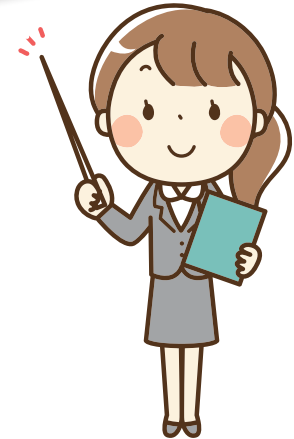
退職日の翌日もしくは
扶養不該当となった日から

保険証は 使用できません。



退職や扶養不該当の手続きの際には、保険証を確実に
管轄の年金事務所へご返却ください。

資格喪失後や扶養不該当後に誤って保険証を使用した
場合は、後日「医療費（総医療費の7～9割）」を返還して
いただくことになります。



保険証が使用できる期間

従業員、社員さま（被保険者）

健康保険加入日（就職日）から
退職日まで



退職日の
当日中まで
なんだね

扶養のご家族さま（被扶養者）

扶養認定日から
扶養不該当日の前日まで



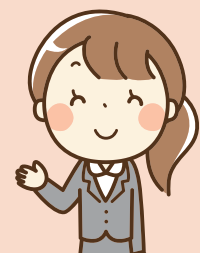
扶養不該当って？

- 就職で自身が被保険者となる日
- 別居や離婚で生計が別となる日
- 収入が増え、扶養の範囲内ではなくなった…など

事業所のご担当者さまへ

資格の切れた保険証が手元にあったので「つい」使用してしまった結果、医療費の高額な返還請求や手続きの煩わしさに困惑する加入者様が増えています。

保険証が手元に無ければ、「つい」使用することはありません。後で困らないように、確実な保険証回収と返却にご協力願います。また回収が遅くなる場合等は、従業員様へ使用可能期間についてご説明願います。



現在、受診中の病院がある場合は…

健康保険が切り替わったことを申し出て、新しい保険証を提示して受診してください。

マイナンバーによる課税情報等の確認について

社会保障と税の共通番号（マイナンバー）を活用して、国や地方自治体が行政手続きに必要な個人情報をやり取りする制度の運用が平成29年11月より開始されております。協会けんぽにおいても一部対象の申請がございます。下記案内をご確認ください。

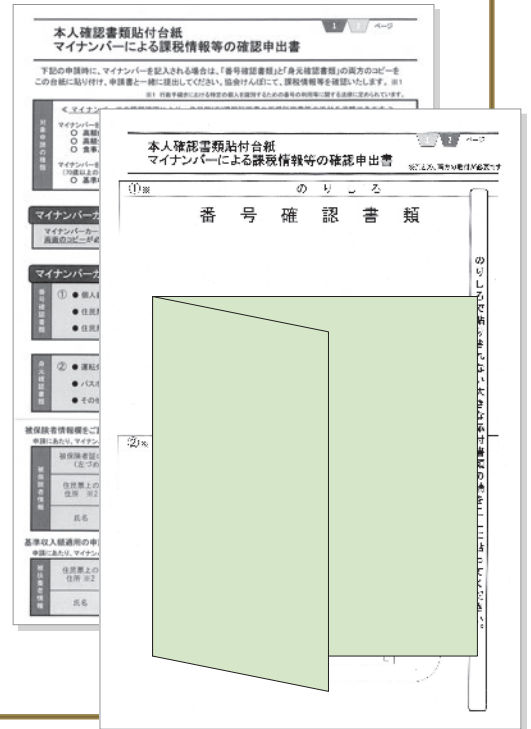


●協会けんぽの「対象申請」について

下記の対象申請種類については、マイナンバーの記入や本人確認書類等の添付により、協会けんぽでの税情報の照会・確認を行います。これに伴い、(非)課税証明書などの添付書類の省略が可能となっております。

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

※①～④のうち、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前分の申請については、マイナンバーによる情報確認が利用できないため、被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要です。



任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

平成31年4月分保険料より、任意継続被保険者の標準報酬月額上限^{※3}が変わります。

任意継続被保険者の保険料算出の基礎となる標準報酬月額は、次のいずれか低い額を使用して計算します。

- ㉞ 資格を喪失した時の標準報酬月額
- ① 標準報酬月額上限
 - 28万円：平成31年3月分まで
 - 30万円：平成31年4月分から

※3：当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

傷病手当金・出産手当金の支給額について

支給開始日以前の加入期間が12カ月に満たない場合の、支給額の算出に使用する全被保険者の標準報酬月額の平均額^{※4}が変わります。

支給開始日以前の加入期間が12カ月に満たない方の支給額は、次のいずれか低い額を使用して計算します。

- ㉞ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ① 標準報酬月額の平均額
 - 28万円：支給開始日が平成31年3月31日までの方
 - 30万円：支給開始日が平成31年4月1日以降の方

※4：当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額